

第 7 回
地域自治組織等小委員会
会 議 録

平成 1 6 年 1 0 月 8 日

十勝中央合併協議会

第7回地域自治組織等小委員会

議事日程

第7回地域自治組織等小委員会

(平成16年10月8日 9時30分 開会)

日程第1	開会	3分
日程第2	会議録署名委員の指名	3分
日程第3	地域自治組織に関する3町村の意向について	3分
日程第4	閉会	34分

会 議 録

第7回地域自治組織等小委員会

1. 開催年月日 平成16年10月8日
2. 招集の場所 幕別町民会館2階講堂
3. 開会 10月8日 9時30分宣告
4. 応集委員 全委員
5. 出席委員 (12名)
 - 委員長 更別村 渡辺春雄
 - 副委員長 幕別町 多田順一 忠類村 杉坂達男
 - 幕別町 西尾治 本保証喜 吉村学
 - 更別村 江本信吉 林中建夫 水口光浩
 - 忠類村 邊見敏夫 帰山孝夫 森徹
6. 事務局
 - 事務局長 金子隆司 事務局次長 上野寛 事務局次長 阿部義昭
 - 総務広報班長 飯田晴義 総務広報班員 森範康 和田智旭
7. 案件
 - 地域自治組織に関する3町村の意向について
8. 会議録署名委員の指名
 - 幕別町 本保証喜 多田順一
9. 傍聴人 (3人)

議事の経過

(平成16年10月8日 9時30分 開会)

[開会]

議長(渡辺春雄) おはようございます。

本日は大変お忙しい中、ご出席を頂きまして誠にありがとうございます。

それでは全委員の出席がありますので、小委員会規程第6条第2項の規定により、ただ今から第7回地域自治組織等小委員会を開会致します。

ただちに本日の会議を開きます。

お手元の議事日程に従い進めさせていただきますので、よろしくお願い致します。

[会議録署名委員の指名]

議長(渡辺春雄) 会議録署名委員の指名を行います。

会議運営規程第6条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に幕別町の本保委員、多田副委員長を指名致します。

[諸般の報告]

議長(渡辺春雄) 事務局より諸般の報告を致します。

上野次長。

次長(上野寛) 諸般の報告については、ございません。

以上でございます。

[地域自治組織に関する3町村の意向について]

議長(渡辺春雄) 日程第3、「地域自治組織に関する3町村の意向について」を議題と致します。

前回の小委員会におきまして、更別村の求めます地域自治組織の形態等を保留し、持ち帰り協議の上、再提出をするということでございましたので、まず本日、提出されました内容につきまして、説明を頂きたいと思えます。

江本委員、お願い致します。

委員(江本信吉) 座ったままで、失礼致します。

先月の29日に開催されました第6回地域自治組織等小委員会で説明した「3町村の地域自治組織等比較表」で、先ほど議長からも話もありましたように、更別村から要望しました地域自治組織等の内容について、法的に整合性がとれない文面ということが指摘されておりますので、合併事務局から道に出向いて指導を頂きまして、一部、表現の訂正を含め、昨日、幹事会が開かれておりますので、その幹事

会を経まして要望、提案するものでございます。

前回9月の29日に、事務局で、網掛けになった部分がありましたので、その辺との表を比較しながら、説明申し上げますので、よろしくお願ひしたいと思います。

「3町村の地域自治組織等比較表」の中で、今回お手元に配付されている資料の中で、タイプとしましては、前回、網掛けの部分では更別村全域を単位とする地域自治区とし、合併に際して設置、括弧書きで合併自治区と合併特例区型の間タイプというふうになっておりましたが、この分につきましては、旧更別区域を自治区とするというような表現に改めております。

根拠法令につきましては、地方自治法ということでございます。

位置づけとしましては、空欄になっておりますけれども、^{ふぞく}附属機関と位置づけております。

それから名称、構成員、それから設置単位につきましては、変わっておりません。

それから設置期間につきましては、前は12年間とするということでしておりました。地域自治組織は12年間とするとしておりましたけれども、表現を忠類さんと同じように永年というふうに変更しております。

それから長の身分でございますが、前回は特別職の区長、括弧書きで助役となっておりましたが、今回は区長ということで、括弧書きで特別職というふうに変更しております。

それから長の任期については、変わりはございません。

それから次の、長の職務につきましては、前回説明しました網掛けの部分につきましては、長の職務につきましては、地域自治区を代表し、括弧書きに地域協議会の意見を踏まえ、地域の状況に応じた事業施策を実施するとなっておりますが、この分につきましては、地方自治法の147条に普通地方公共団体の長に与えられる地域を代表しての^{とうかつ}統轄代表権との誤解を招くというようなことで、修正してございます。修正の内容としましては、この文面に書いてありますように、地域自治区内における地方自治法第167条に規定する助役の職務と同程度とするということでございます。

次に、協議会につきましては、役員ということで、人数が会長、副会長となっておりますが、そこに人数、会長1名、副会長2名と入れさせてもらいました。

それから次に、総合支所の関係でございますが、ここに新たに地域担当特別職ということで欄を設けまして、設置につきましては、特別職を置くこと。

^{こしょう}呼称につきましては、呼称条例に区長と称するというので、地域自治組織の長の身分と兼ねるような形、第2回の地域自治組織に資料等、提出されました島根県の^{はまだなか}浜田那賀方式を参考にしております。

それから期間につきましては、12年ということでございます。

それから職務につきましては、地域内にかかる地域振興等について、地域協議会

の意見を踏まえ、地域の状況に応じた事業施策を推進するというふうになっております。

それから権限としましては、一定規模となっておりましたが、今回は金額以下の事業にかかる予算執行権限というふうになっております。

それから支所長につきましては、変わりません。

それから予算の項目のところでは、ちょっと若干^{じゃっかん}、表現を整理して出させていただきました。修正後の表現を読んでいます。

当該地域の事業に使える一定の予算枠を配分すると。

2番目としまして、予算枠の配分は12年間とし、15年度の3町村の予算規模の比率を基準に、本庁において共通に必要なとする人件費、公債費等の経費及び当該地域にかかる普通建設事業等の経費を入れまして、それを除いた額をですね、予算枠として配分し、総合支所区域内の公共施設等維持管理経費等に活用するというふうには、ちょっと表現を改めております。

それから、その他の欄では、前回、総合支所の権限の中に一部の調整事務、管理事務の機能を有するということがありましたけど、それを、その他の欄に移行しております。

それから基金の設置につきましては、これもちょっと内容的には変わりませんが、ちょっと表現を変えさせていただきました。

読んでまいりますけども、旧町村区域の地域振興事業に充てるための基金として3町村に設置すると、条例で規定するというところでございます。

2番目は、基金は地域にとって重要な事業並びに地域の独自の事業としての基金の使用を、地域協議会の審議を経た事業に充当するということでございます。

3番目は、基金の算出基礎でございますが、8月に合併事務局で策定^{さくてい}しました財政推計による18年度末基金保有額から、15年度末の3町村の保有する財調・減債基金等を除いた額をですね、15年度末の3町村の基金残高で保有率を掛けてですね、按分^{あんぶん}した額とするということでございます。

それで私の方で、いろいろちょっと試算してみますと、合併事務局が作成した財政推計による18年度末の残高というのが80億7,300万円、推計値として挙げられております。

そこから15年度末の3町村の保有する財調・減債基金というのが、3町村合わせまして40億2,900万円ございます。

それから15年度末の3町村の基金等残高の保有高というのが、3町村合わせまして81億6,200万円ございます。3町村の保有率は、幕別さんが41.3、更別村が41.3、忠類村さんが17.4というふうになっております。

それで、この算出基礎に基づいて計算してみますと、幕別町さんが16億7,000万、更別村も同額の16億7,000万、忠類村さんが7億400万円と、3町村合わせ

て40億4,400万円となるものでございます。

基金の設置するタイプとしましては、^{がんきんとりくずしがた}元金取崩型とするということでございます。これは3町村に、その保有率に基づいて配分して、元金取崩型とするということでございます。

その他としまして、この欄につきましては従来と変わっておりません。

以上、簡単ですけれども、説明に代えさせていただきます。

議長(渡辺春雄) それでは更別村の説明が終わりましたので、ここで、まず始めに、ご質問を頂くわけでございますけれども、それぞれの組織形態についての共通認識に立った上で、委員の皆さんからご意見を頂くという段取りで進めたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

考え方としてはですね、地域自治組織で、まず1区切り、それから総合支所で1区切り、基金・その他で1区切り、3つに区切った中で、^か質疑を交わしていきたいというふうに考えておりますが、そのような進め方でご理解頂けるでしょうか。

よろしいですか。

(はいの声あり)

議長(渡辺春雄) それでは、まず質疑をお互いに交わしたと思います。

地域自治組織について、ご意見を伺い致します。

ご質問をお受けしたいと思います。

これはお互いに、更別のことだけではなくて、お互いに3町村の中で疑問な点があれば、お互いに質疑を交わしていきたいと思いますので、遠慮なく発言をして頂きたいと思います。

江本委員。

委員(江本信吉) 地域自治組織につきましては、更別もどちらかという^にと忠類に似かよっております。

この長の選任とかね、職務につきましては、ちょっと違いがありますが、地方自治法による合併の際の協議する地域自治組織ではなく、今の現行といたしますか、改正前の地方自治法による法体系を基準としておりますので、さほど協議会の権限とか、それから名称、それから役員、定員ですね、任期にはちょっと違いがございますけれども、^{るいじ}総体的には類似しているのかなというふうに私としては思って判断しております。

それで、あと、幕別さんが合併特例区、5年の、以外の組織ということで、多少、更別と忠類が似かよっておりますので、その辺をちょっと、幕別さんとしてどういうふうに考えておられるのか、ちょっと、お伺いしたいと思います。

議長(渡辺春雄) 今、江本委員の方から幕別さんの考え方をちょっと、お聞きしたいというご質問でございます。

西尾委員さん、お願いします。

委員（西尾治） 今、質問形式で地域自治組織なり、総合支所なり、基金等で、3つに分かれておりますんで、地域自治組織だけでどう判断するかというのは、非常に難しいところがあるんだろうと思います。

全体として私どもが考えるのは、3町村が共有して設置しなければご理解を頂けないのかどうなのか、1つ論点は、そこにあるのだろうと思います。それぞれの町村が違う形の組織を持つことがどうなのかということも、1つあるかと思っています。

前から私どもが申し上げてきたのは、確かに特例区以外の組織で、3町村が共通認識の中で、それぞれが持たなければならないというような合意ができればですね、それは幕別町として設置することに何ら反対することではないということは、以前から申し上げておりますんで、その辺の合意が図れば、今、言われる特例区以外のものであればですね、皆さんと同じ歩調をとれるのかなという思いではあります。

ただ1つですね、地域自治組織の関係で、ご提言頂いた中でですね、特に特別職の身分、区長とするというところのイメージが、ちょっと分らないところがあるもんですから、根拠法令が地方自治法ということになれば、自治法上で規定できるのは、あくまでも助役という形にしかならないのかなと。

呼称をどう呼ぼうかというのは副市長だとか、いろんな言い方をしている場合がありますんで、区長という呼称で呼ぶことも必ずしもできないということにはならないんでしょうが、役割としては、あくまでも自治法上は助役しか置けない、今の自治法上の解釈かいしゃくになりますんで、その自治法上でいう助役を超えるような権限を何となくイメージされているのかどうなのか。

その辺のところ、どんなお考えなのかを、まずはお聞かせ頂ければなというふうに思います。

議長（渡辺春雄） 江本委員。

委員（江本信吉） 総合支所の地域担当特別職のところの欄に呼称ということで、呼称条例により区長とするということで、地域自治組織の長の身分の区長と、これは兼ねるという考え方でございます。

議長（渡辺春雄） 西尾委員。

委員（西尾治） ということは、基本は、いふならば助役を3町村にそれぞれ置いて、それぞれの旧町村を区長というような言い方で、呼称上、呼ぶよという感じで。

議長（渡辺春雄） よろしいですか。

西尾委員。

委員（西尾治） それとですね、そうなりますと、長の職務の欄に助役の職務と同程度とするという表現がちょっと違うのかなという、あくまでも助役の職務という範囲を逸脱いつだつすることはできないのかなという、ちょっと思いがあったものですから。

同程度とするということは助役以上なのか、以下なのかという問題も当然出てきますよね。そうであれば、助役の職務と同程度という表現は、どんな印象を与える

かなと。

議長（渡辺春雄） 江本委員。

委員（江本信吉） 前の資料ですね、地域を代表ということは、これは地方自治法からいっても、助役というのは地域の統轄代表権を有しないんですから、助役の職務、同程度といっても、助役の職務の以下の範囲になろうかと判断しております。

議長（渡辺春雄） ほかに。

副委員長さんの方からでもよろしいですから、ございましたら。

この際ですから、お互い疑問なところをぶつけあって、理解しあえれば幸いだと思えますんで、ちょっと疑問だということは、お互いにぶつけあって意見交換致したいと思えますので。

江本委員。

委員（江本信吉） 疑問だということではなくて、自治組織の中で、更別と忠類の場合は、法的な根拠からいくと先ほど言いましたように、長の設置で若干、表現は違いますが、総合支所の中で、忠類村さんは常勤の特別職、地域担当助役ですか、これは4年とすると、5年目以降は一般職とするということで、その点では更別村の12年とは若干、違っているんですが。

先ほど西尾さんが言ったように、ある程度の、タイプのには私は似ていると思うんで、その辺がある程度、地域自治組織で2村がそういうことで、ある程度似かよっていますので、完全にぴったり一致するものでない表現でもですね、総合的には地方自治法の法体系からいう自治組織のあり方については、酷似していると思うんで、その辺を先ほど西尾さん言われたように、先の地域担当助役との関係も、ある程度整理されればですね、似かよっていますので、地域自治組織については、ある程度整理できるのではないかというふうに思うんですが。

議長（渡辺春雄） 先ほど、ちょっと委員長の方から申し上げたように、質疑については3段階に分けてやって、あと関連性ありますので、総括でそういう質疑をやっていって、どうするのかという、こういう議論に進めていきたいと思えますんでね、今のところ自治組織に対する質疑でちょっと。いろんな関連性はあるんですけども、そういうことで整理をしながら、こう進みたいと思えますんで。

地域自治組織についての質疑については、この程度にして、次の分野の総合支所の質疑に移らせて頂きます。

それで、よろしいですか。

（はいの声あり）

議長（渡辺春雄） それでは、総合支所についての質疑を致したいと。総合支所の設置からその他までですね、ここまでの質疑を行いたいと思えます。

質疑の発言をお願い致します。

江本委員、もう一度、先の発言をして頂ければ、この総合支所の分野での質疑に

なろうかと思えますんで。

委員(江本信吉) この分につきましては、更別村におきましては地域担当特別職と、これは言ってみれば助役でございます。その設置、助役の担当特別職、助役と違っていいんですが、その任期にですね、忠類村さんは4年、更別村は12年という隔たりがあるということでございます。

今回の合併は、ある程度、昭和の合併の反省の教訓を受けてですね、やはり1極集中でなくて、やはり予算的にも人材もですね、そういった12年間ぐらいの共通経費を除いてですね、配分してもらうことからいけばですね、特別職もやっぱり12年というのが更別村の主張でございます。

忠類さんは4年と言っていますので、その辺がちょっと相違してはるんですけども、更別村としてはですね、やはり地域の^{ひへい}一気の疲弊を防ぐために12年間の予算の配分と特別職ですか、地域担当特別職を置いてもらってですね、そういったものを排除しましてですね、地域の振興をやって、極力ですね、そういった住民に不安を与えないような方式にしたいということで、こういう12年間ということ^{かか}を掲げております。

職員につきましても、^{きんこう}均衡ある職員の配置を行うということで、それは1体化につきましても、即1体化ではなくて、やっぱり12年なり15年ぐらいかけて、やっぱり1体化というのが図られるのであって、私としてはやっぱり、そういった期間においてですね、即1体化ではなくて、やっぱり今までの地域の歴史といいいますか、地区の特別のまちづくりとか、そういったものがありますし、それを12年なり15年かけてですね、1体化が図られるというのが、やっぱり地域自治組織であり、総合支所の予算配分の考え方でございますので、ご理解頂きたいということでございます。

議長(渡辺春雄) 忠類さんの、もう1度、前に説明されているので、もう1回この場で、^{へんみ}邊見助役さん、ちょっと考え方だけ、総合支所の分で。

委員(邊見敏夫) 忠類村としてはですね、ここに比較表の中にありますように、予算とか、そういうものについては一切^ふ触れておりませんというか、そういうものについては何も希望していませんし、基金についてもですね、いろいろな過程がありまして、ここまで至って、原則としては基金も必要としないというようなことを^{うた}謳っておりますので、地域内自治組織も含めましてですね、やっぱり1体化というか、新町になったからにはですね、すぐには1体化にはできませんけれども、やはり10年、20年かけて1体化でなくてですね、やはり1体化にするように努力すると。

それから地域自治組織というのは、いかに自分たちの地域の振興発展をするかということですので、そういうことを兼ね合わせましてですね、それから1つの町に3人の助役ができるというような格好にもなるんでなからうかと思えますので、それは1期4年が限度でなからうかと。

その中であってですね、1 体化を目指し進んでいくというようなことで、1 期 4 年が適宜でないかというようなことで、あまり長い期間をもってですね、地域内分権みたくですね、また、それぞれの地区で予算を持って、その予算の執行をしてですね、事業をやるというようなことは、いかなるものかと。合併ということに関してですね、向かっていくためには、やはり 1 体化を推進しなければならないのではないかと。

そんなようなことも含めまして、1 期 4 年ということ考えているところです。議長（渡辺春雄） 疑問な点、お互いに質疑したいと思いますので。

西尾委員。

委員（西尾治） 地域担当特別職の権限に関わる中で、一定金額以下の事業にかかる予算執行権限という話になると、多分、先ほどの自治法上からいうと、ちょっと整合性が図れない分、出てくるのかなという思いはしております。

というのは、代決権なり専決権という考え方でいけば、町長なり村長がいない場合に、助役がどこまでその権限を委任できるのかという問題があるんですが、それを自ら^{みずか}が、区長という呼称でもよろしいんですが、事業を執行したり、いくなれば契約も含めて一定の事業規模のものについての執行権限を持つということになると、この辺が少し状況が違ってくるのかなと。

今の自治法上の考え方では、ここまでの規定はないのかなという思いではいるんですが、その辺はどんなふうに調整するのかという問題が 1 つあるのかなという思いでおりますし。

それから予算枠の配分ということになりますと、いろんな自治体で、いろんな方式をとっておられるだろうと思います。同じ自治体の中でも予算編成を、例えば課ごと部ごと一般財源ベースで幾ら^{いく}配分するんで、この中で予算立てしてやってくださいというやり方なんだと思うんですが、今、言われるのは多分、一般財源ベースで、3 町村に一定の予算規模によって割り振りをしていくというようなことを想定されているのかどうなのか。

そして、それを組み立てをしたときに、いくなれば、それは 1 つの全体の予算の中で反映するという担保をどこかでとっておかなければならないのか。

そうなりますと、議会との関連をどう考えるのかと。最終的にその予算を議決したり、いろいろなことをするにしても、やっぱり議会の権限の中にあるんだらうと。それを超える中で一定の枠を確保しますよということが、どういう意味合いを持ってくるのか、いくなれば議会の議決権を超えたような形が生まれる可能性も、これ、あると思うんですね。

いくなれば議会の審議前に、これはもう確約されたものなんだから、これ以上どうにもできないんだよというところら辺も、非常に議会軽視にも、一方では繋がる恐れもあるのかなと、その辺の理解をどう得ていくのか。多分、その辺がちょっと難

しい問題としてあるのかなという思いでは、今、お聞きはしたんですけどね。

議長（渡辺春雄） 江本委員。

委員（江本信吉） 今の地域担当特別職の一定金額以下の事業にかかる予算執行権ですね、あくまでも予算は新町の予算1本だということで、その中で仮に更別区を地域としますと、そこにはいろんな諸活動というか、経済活動がございますので、地方自治法による、例えば工事請負契約、例えば更別村でしたら議会には5,000万円以上とかありますけども、その中でも一定の金額、2,000万円以下とか、仮の話、例えばの話とすれば2,000万円以下の新町の予算の中で、助役といえども、それは新町の任命でございますので、そういった権限を委譲して欲しいということがございます。

それから予算に関しましては、これも予算は新町の予算でございますので、議会の権限を超えない中でもですね、やはり3町村の協議の中で12年間は、やっぱり地域の一気の疲弊を防ぐためにですね、そういったものを要求枠として配分という言葉を使っておりますけども、予算はあくまでも新町の1本でございますけども、それは原則決まっておりますので、更別・忠類地区に、そういった従来ある、今まで掛かってきたいろんな共通経費を除いてですね、配分という制度は、今の現行法の中でも各課配当予算とか、そういったことは認められているわけございまして、そういった類たぐいと同じような類るいとしてですね、こういうことを表現しております。

あくまでも予算は新町の予算ですから、そこでいろんな調整をするのが、その他に書いております政策調整会議の中で、掲げて、そういった事業に関してけんぎも建議とか、そういったものもあろうかと思えますけど、それは議会があることですので、それは議会の承認が得られなければ通らないのですので、そういう予算枠をですね、12年間程度ですね、12年間は、そういったものを配分して頂きたいということございまして、完全に、その予算をやったから、それで全部を更別村に自由に使ってくれという意味ではございません。

議長（渡辺春雄） 西尾委員、よろしいですか。

ほかに、ございませんか。

質疑ですので、なければ基金の方に移りたいと思います。

よろしいですか。

（はいの声あり）

議長（渡辺春雄） ほかにないようですので、次に、基金の設置及びその他に関して質疑を行いたいと思います。

この件につきまして、ご発言をお願い致します。

西尾委員。

委員（西尾治） 1点、よろしいですか。

試算上、基金の割り振りに、更別さんのご意見、考え方は十分理解できます。

ただ合併して、合併のメリットを財政上のことなどを考えますと、80億の基金のうち40億程度を地域振興基金という形で3町村が持つ、残り約40億。将来のことを考えると、その辺のところ^{だとう}が妥当な線なのかなど。

いくなれば財政調整基金なり減債基金、例えば10年なり15年で町が終わるわけでは決してございませんので、少なくとも、やっぱりその辺の額も今後、調整していく必要があるのかなど。もし、こういう形で基金を持つにしても、総体の枠をどうするかということについては、もう少し議論が必要なのかなという思いではおります。

というのは、少なくとも将来にわたっての安定的な財政運営をしていくためには、全体としての財政調整基金なり減債基金というのは、必ずしも類団^{るいだん}と同額程度持つということではなくて、やはりそちらに幾分^{いくぶん}重きを置いた中で、なるべく将来にわたって安定的に財政運営ができるような視点を考えていく必要があるのかなど。

そうなれば、地域振興基金として全体の2分の1あたりを割り振りしてしまうことがどうなのかなという、ちょっとその辺の思いがあるものですから、その辺、何か更別さんの方でお考えがあれば。

議長（渡辺春雄） 江本委員。

委員（江本信吉） 3町村合わせた減債基金と財調の基金の合計は40億2,900万ですよね。類団でいくと、前回、資料でありましたけれども、類団の新町の規模では12億5,000万ぐらいですか。

それからいけば、それぞれ3町村、財調・減債基金については額がね、2倍以上になっているということで、類団の数字は上回っているということで、全国のあれからいけば、金額的には多いのかなというふうに思っています。

ただ今後、地方交付税にしましても10年経って、10年はいいですけども、あと5年かけて15年でだんだん減っていくということを考えると、そういった基金の額も、ある程度ないと、やっぱり財政運営は大変心配という面は分るんですけども、今、時点の中では3町村40億、これにつまましては持っていくと。

その残った40億4,400万を、ある程度それぞれ3町村にですね、按分するというのでございますので、それはあくまでも財産・債権につまましては1本化でございまして、その中で、条例でそれぞれ3町村に指定して均等に按分して、均等といたしますか、按分して持つということでございますので、あくまでも財産は新町の財産に変わりないわけございまして、それを基金として3町村に持って、それで地域内分権といたしますか、1極集中にならないようなやつに、昭和の合併の反省を踏まえてやってもらうことが、やっぱり得策^{とくさく}でないかなというふうに思うわけでございます。

1体化は4年でなくて、やっぱり長期的に15年ぐらいのスパンで、今までの過去の長い50年以上の、更別の場合ですと57年ですか、そういった歴史があります

ので、それぞれやっぱり一体化の部分では、かなりの年数を要するという趣旨で、やっぱり今までの歴史とかね、そういったものを踏まえると、15年ぐらいの、やっぱり最低、一体化のための要する期間というかね、掛かるのではないかというふうに思っています。

合併特例債にしましても、そういった地域自治組織が今回、新たに法制化されたという趣旨からいきますと、やっぱりそういったものを排除^{はいじょ}するために、不安を排除するために設けられた制度でございますので、やはり当然10年から15年ぐらいのスパンでの、不安を除去する意味から設けられた制度でありますので、それと財源的なものですね、を^{てあて}手当することが、やはり地域の^{さび}一気の寂れるのを防ぐ材料となるものでございますので、こういったことを、やっぱり基金ですね、を主張するものでございます。

議長（渡辺春雄） 西尾委員。

委員（西尾治） 合併特例債を含めて、合併特例法の^{ゆうぐうそち}優遇措置期間、少なくとも10年なり15年という期間が認められているわけですが、交付税の算定においても、一応15年を過ぎた時点で^{いっぽんさんてい}1本算定になりますから、今、3町村でどの程度ですか、80億ぐらいですか、切れるぐらいですけども、多分、交付税あたっているんだろうと思いますが、このベースでいくと15年過ぎた途端に、恐らく50億前後ぐらいまで一気に交付税が下がってくるだろうと。

その特例期間内に、いかに財政を立て直して、いかに健全化して、さらに基金を含めて健全な財政を維持していくかということに主眼を置くために、合併の1つの目的はあるのだろうというふうには思っておりますんでね、その15年過ぎたあとのことを想定すると、極めて、そういう意味では特に基金あたりの持ち方、あり方というのは十分検討していかなければならんのかなと。

地域振興基金がだめだということではなくて、割り振るということは、それだけ使えるというような、変な誤解を与える可能性もありますよね。安心の部分と使えるという部分を、どう整理していくのかということら辺も当然出てきますんでね。

何となく割り振ってしまうと、うちは16億だ7億が使えるんだと、これは事業に充当できるんだというような^{とら}観点で捉えられると困るという部分も若干あるものですから、私そういう言い方をしたんですね、できる限り特例期間の15年を過ぎた時点で、基金も一定程度以上やっぱり確保していないと、次に今の50億ぐらいに交付税が減ったときの財政運営が非常に厳しくなると。

そういうことを想定しないと、やっぱり合併のメリットというのは本来出てこないというような観点に立つと、この辺の金額をどう想定しているのか、もう少し私どもとしては慎重に協議したいなという思いではいます。

議長（渡辺春雄） 江本委員。

委員（江本信吉） 15年後には今の幕別さんで交付税、14年度で56億ですか、更別

村で 22 億、忠類さんで 15 億、94 億。これが新町で 1 本算定になれば、幕別さんの 56 億、これより下回る金額になるというお話だと思うんですけど、ただ、今、三位一体改革の中で国から地方へ税源の委譲とか、補助金の見直しの中で、新町の人口は増えていきますと、増える材料で、かなり所得税から個人住民税ですね、そういったもので増える、一般財源というのは、交付税は確かに減るかもしれませんが、交付税以外の一般財源ですか、税源の委譲の部分とか、そういったものは、当然増える要素があるかと思うんですよ、交付税だけは減りますけどもね。

国は今の中では、三位一体改革の中で、なるだけ交付税は減らしますけども、それ以外の所得税とか、そういったものをですね、補助金なんかを見直して、税源委譲として地方に分権の立場から委譲したいと言っているんで、その辺もちょっと勘案する必要があるのかなと。

それと、もう 1 つは、15 年経ったら今の幕別さんの交付税よりも低くなるということは当然考えられることでございまして、当然道内の 2、3 万規模の交付税を見ますと、かなり今の幕別さんの交付税よりも低いというようなことで捉まえておりますので、その時にはやはり、任意協議段階で話し合われた 3 点の視点といたしますか、対等といたしますか、財政の健全化ということで、3 町村はやっぱり 15 年かけてですね、やはり行政改革なり、そういったものに取り組んでですね、3 町村やっぱり等しく行革に取り組んでやるというのが、やっぱりそういう趣旨で入ってきておりますんで、当然やっぱり行政改革をやったり、その中で住民負担、あと、そういったものをしながら、やはり交付税の 15 年間に減る対応ですね、これは当然やっていかなければならないと思います。

それと、基金の、12 年間と、うちは予算の配分というか、要求枠を認めて欲しいということをお願いしておりますし、その基金の考え方ですね、こういう金額を地域にある程度、規定で配分してしまうと全部使われてしまうのではないかなというようなことがございまして、当然これは行政改革の中でやって、やっぱり等しく 3 町村、行政改革に取り組みながら健全財政の趣旨からいけば、それをある程度、基金をですね、すべて使い切るといようなことはできないと思うんですよね、それは。

そういう視点をやっぱり確認していけば、こういったこともできるのではないかなという私の主張です。

議長（渡辺春雄） 西尾委員。

委員（西尾治） 私、別段、地域振興基金を全部使うとか使われるとか、そういう発言をしているわけではなくて、与える印象として、そこまでは地域にとっても、これは何かの事業に充当できるのだなという思いを一方では持たれることもあるだろうと。おっしゃるとおり、その基金を全部使うなんていう観点は持っておりませんし。

それから今の三位一体の改革でいえばですね、当然交付税も減る、それから確か

に税源委譲はあるにしても、帯広市 17 万都市でこの間試算された中では、三位一体で 1 億 5,000 万ぐらいの財源ベースで減額になる。

特にうちも含めて小さな町は、少なくとも税源の源^{みなもと}となるものがないわけですから、例えば所得税が住民税に移行された時点でも、確かに大都市は非常に潤^{うるお}うでしょうけども、小さな町にとっては非常に厳しい改革につながる部分も多くあるだろうと。

そうなれば交付税と合わせて三位一体の改革の中です、特に小さな町はダブルパンチで、これから財政状況厳しくなるということを想定しておかなければならないだろうと。

そんな中で 15 年後、この特例期間が過ぎたのちの町づくりを考えると、今おっしゃるとおり行政改革も必要ですし、財政の健全化をどう図っていくのか、次の世代にどんな町を残すのかといった時点ではですね、少なくともやっぱり、そういうことも想定しておかないと、うまくないのかなと。

極力、その 15 年間の間にバラ色ではなくて、さらに一生懸命、詰めて詰めて、次の世代に移すための町づくりをどう進めるのかというところ辺を、きちんと考えておかないと、やはり結果的に合併したけども、将来あぁ失敗したということにならないようにするためにはですね、少なくとも、そういう意味での健全財政を維持する必要があるだろうと。

だから僕は、地域振興基金的なものがだめだと言っているのではなくて、その辺の妥当な額はどうするのだという議論になったときに、全体の基金枠の半分を配分することが少なくともどうなのかなと、その辺をもう少し慎重に判断していかなければならないのかなと。

いや、更別さんの思いは十分理解はしておりますんで、ただ、私どもの考えとしては、そう思うということで申し上げているところでありまして、決して、その全体をだめだとか使われてしまうとかと、そんな変な誤解に基づいてお話をしているのでないことだけは、ご理解頂ければなと。

議長（渡辺春雄） ほかにありませんか。

吉村委員。

委員（吉村学） 素朴^{そぼく}な質問で非常に失礼かと思うんですけども、その基金の設置に関してですね、ここの予算配分まで決める、ここの小委員会で権限があるのかなと、ちょっと思うんですよね。

設置をするという方向で考えますよという、方針的なものでいいですよという枠であればいいんですけども、果たして、この具体的なところまで小委員会の権限としてあるのかどうか、ちょっとその辺をお聞きしたいなと思います。

議長（渡辺春雄） 基金については、別組織で検討ということには一応なっていますけども、それぞれの 3 町の思いというか、どの程度のことを望むのかというのが出

なければ合意はできないだろうということが一方にあるものですから、それで基金の額、基金は基金として別組織でやるんですけど、振興基金という新たな、そういうものを小委員会で求めますよという提案の仕方でもできるんでなかろうかということで、基金の、問題は額なんです、額でどうするかということになっていくんだらうと。そういう見解でよろしいんですよ。

その程度というか、額と言ったらイメージが壊れるかもしれないけども、今のところ見ていますと、基金は必要性は認めている。ただ、やっぱりボリュームの問題なのかなと思うんですよ。その辺の議論が固まれば、別組織の中で、それが妥当なのかどうかという議論はして頂く形にならうかと思います。

委員（吉村学） はい、分りました。

議長（渡辺春雄） 西尾委員。

委員（西尾治） どう説明していいのか。これから協議するとき、地域振興基金の意味合いをどう説明していいのか、若干、分らない部分があるので、確認をさせて頂きたいんですけども。

最初は、どちらかというソフト的なもの、地域振興に必要な、例えば町おこし、町づくりのために使うようなものを、当初は私ども、どちらかという、こうイメージしていたと。

今の規模的なことを考えますと、少なくともそういうものでは取崩型の基金として、今の基金規模からいうと、なかなか使い切れるような金額ではありませんので、少なくともハードを含めた中でこの基金を運用していくのだよ、使っていくのだよというようなイメージになってくるのかなという思いではいるんですが。

そのハード部分についてはですね、新町の町づくり建設計画の中で、1本ごとに今、事業の^{ひろ}拾い出しは恐らくされておりますし、それぞれの町村の総合計画なり、実施計画に基づく、今後5年、10年やろうとする事業については拾い出しが行われると。

それは、新町の建設計画の中の事業として1本1本拾い出して、少なくともこれを合併特例債に充当させながら、こういう事業をやっていくんですよという合意が図られるとすれば、少なくとも、その地域振興基金を何に使うんだという部分が非常に見えにくいというのか、例えば、幕別・忠類・更別、それぞれが計画している事業については全部新町の事業として載っていくわけですよ。それに充当すべき財源も想定する中で、町づくりの計画ができるわけですから、何となくその辺のところは、どんなふう^もに押さえられているのか。

この間は一部ですね、この^{もんごん}文言には削除されているんですが、たまたまそういうものから漏れたようなものでも、場合によっては必要性の高いものが出てくるだろうと。その場合については、こういう基金を使う中で事業を進めたいんだというご意見もありましたけども、今回そういう文言がなくなっているものですから、具体

的にどういうものに充当とするのだというふうに聞かれたときに、どうお答えするような格好になってくるのか、極めてちょっと、その辺が分からないもんですから。
議長（渡辺春雄） 江本委員。

委員（江本信吉） 前回の小委員会の中には、新町の建設計画の未登載事業に充当するというようなことでした、1つの考え方としてですね。

今回、基金の使い道の整理としましては、この基金の設置の2番目に書いてあります地域にとって重要な事業並びに地域の独自の事業として、地域協議会の審議を経て使うという、充当していくよと。

この辺は、重要な事業であれば、予想される事業はですね、建設計画の中で当然、捨ってもらえると思うんですけども、やはりそこには自ら制限もあると思うんですよ。

そして、やっぱり10年の中で地域振興を図っていきたいというような視点からいけば、これからの将来を見通すとですね、やっぱり地域にとってどんな事業も出てくるかも分りませんので、これは当然ハード、ソフトを含めて、そういったものに基金を使っていくよということで、そういった基金があることによる地域の経済と安心感といいますか、そういったものが、やっぱり大事だということでございます。

具体的に、あまり従来の事業とか、そういったものは、やっぱりなかなかできないと思いますし、更別におきましては2町村と違う独自の事業といいますか、そういったものは、あまり、例えばですね、温泉とか第3セクターとか、そういったものも、それは幕別さんも忠類さんもございますけども、経営的には、やっぱり多少赤字になっているといったものが、やっぱり1つの不安材料でございますので、これは深くまだ突っ込んで議論はしておりませんけども、第3セクターとか温泉とか、いろんな一気に財政がですね、将来財政がやっぱり、合併したあとでもやっぱり、国の今の状況を見ますと、三位一体改革でどういうふうに、やっぱり交付税も減らされるかというのが分からない中で、そういった基金があることによる安心感といいますかね、そういったものが、やっぱり大きいのかなというふうに思っております。

だから、あくまでも地域振興ということで、具体的にどんなものがあるかということは、ちょっとまだ明示はできないですけども、3町村地域の、やっぱり振興に使ってもらおうということで、基金の設置を要望するものでございます。

議長（渡辺春雄） 西尾委員。

委員（西尾治） 委員長、ちょっと申し訳ないですけども、直接、地域自治組織等の関連ではないんですが、新町の建設計画の中で今、事業の拾い出しの関係、今、江本委員の方から、場合によっては、3町村から総合計画なり、実施計画が上がってきている事業の選別がされるのかどうなのか、そこで振り落としがされるのか、

あるいは3町村から出てくる計画については、すべて今、網羅しようとしているのかどうなのか、その辺だけちょっとお聞かせ頂ければ、今、基金のことも含めて考える上で、参考にさせて頂きたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

議長（渡辺春雄） 上野次長。

次長（上野寛） 建設計画の検討作業に関してでございますけれども、今、新町における主要な施策、あるいは事業、どういうものがあるかということで、原案の検討をしています。

また、建設計画につきましても、道との協議というものも必要になってまいりますので、そういう協議も並行して進めながら、固めてまいりたいというふうに考えてございます。

建設計画に登載する事業、施策なり、事業といいますのは、事務局、あるいは部会との検討の中で視点を持っておりますのは、まず新町として新町全体に効果を及ぼすもの、新町としてふさわしいもの、あるいは新町として財源的に可能かどうか、そういう視点も踏まえまして整理をしているところでございます。

具体的な構成事業、要するに実施計画というものは、建設計画そのものは今後10年間、新町を、どのような町づくりを進めていくかということで施策、事業を整理してまいります。

ですから、網羅的な計画に、内容になる、そういう組み立てになろうかと考えてございます。

さらに、それに附随しての実施計画というものは、建設計画の必要な協議が終わりまして協議会の了承も頂いたのちに、新町におきましては、また基本構想、自治法に基づきます基本構想、基本計画、実施計画というものを策定致しますが、それに至るまでの期間の3年間程度を考えてございますけれども、その期間における、より具体的な実施計画というものを、当然、必要な協議を終えたあとに整理してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（渡辺春雄） 西尾委員。

委員（西尾治） ちょっと、1点だけ確認させて頂きたいのですが、その個別の具体的な実施計画を作る上でですね、事務局サイドとして、それぞれの町村から上がってくる事業実施を、いくなれば査定していったり、あるいはこれは難しいとか、これは採り上げないとかというような作業がされるのかどうなのか。今、3町村から出ているものについては、すべて網羅するという姿勢でいくのかどうなのか。

それと、もう1つは、新たな町になったときに、確かにいろんな事業をやる上で困難かどうかという事業は、確かに検討は必要だと思うんですが、今、現在計画されているものが網羅されないということにはならないんではないかという思いではいるんですが、その辺はどうなんですか。

議長（渡辺春雄） 上野次長。

次長（上野寛） 基本的には、3町村から上がってきたものの集計というような考え方でおります。

ただし、特定の地域だけに効果を及ぼすようなものではなくて、新町全体に効果が広がるような、そういう観点からの考え方も整理の段階で視点を持っておりますので、そういうものにつきましては、さらに協議の中で調整をしたいというふうに考えております。

基本的には、3町村から上がってきたものの集計ということで、整理をしてございます。

委員（西尾治） 分りました。

議長（渡辺春雄） 江本委員。

委員（江本信吉） ちょっと、今の関連で質問ですけど。

当然、建設計画の中には道の協議入りますよね。そうした場合、道のいろんな事情で、国との補助金とかね、道のいろんな財政的な事情で、上げたけどできないと、そういったことも考えられるかどうかですね、その辺、ちょっと聞きたいです。

議長（渡辺春雄） 上野次長。

次長（上野寛） 道との協議についてでございますけれども、建設計画にあたりまして、施策、事業におきまして道が関わる部分、道が事業主体となるもの、それから国なり道の補助制度を活用して事業の実施を想定しているもの、そういうものが出てまいりますので、そういう部分につきまして道との協議の中で、道としての検討状況、考え方、そういう方針的なものを事前にお伺いをして整理をするという、そういう流れになってございます。

その中で、道として種々の計画を持っておりますので、その中で十分反映できるものは検討されるものと考えておりますけれども、10年間を見通した計画でございますので、道の計画なり施策の中で、まだ、そういう方向性が見出せないものにつきましては、もう少し、その事業実施時期等を考えた中で判断するというような、そういう方針が示されるのではないかというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（渡辺春雄） 江本委員。

委員（江本信吉） そしたら、建設計画では10年間では、すべての3町村の、10年間の実施計画で全部財源内訳とか書いて、新町の計画として整理する関係ですか。その中で、例えば国の財政事情によって、当然やっぱりできない事業も当然出てくるのが予想されると思うんですよね。

それで10年間必ず今の実施計画で、18年から27年ですか、そこまで、すべて年度別にやれる計画というか、そういうのは出していくのかどうか、その辺、ちょっと、もう1点。

議長（渡辺春雄） 上野次長。

次長（上野寛） まず1点目ですね。町づくり計画に附随した実施計画ということをお話しましたが、それは新町における基本構想であり基本計画、実施計画ができるまでの間の、おおむね3年程度を想定したものであるということは、今、事務局段階としては考えているということをごさいますして、町づくり計画全体を通した実施計画というものは考えてごさいます。

それから道との協議の中で、財源までを考慮した協議ということには、なごさいますんで、あくまでもこういう想定される事業について制度的なもの、あるいは道としての対応方針というものを確認するという趣旨で、道との協議をするという、そういう考えでごさいます。

ですから、必ずしも財源と財政計画と整合性をとった中での協議ということではごさいます。

議長（渡辺春雄） 江本委員。

委員（江本信吉） そしたら、10年間でどういった3町村の事業があるかという、そういうメニューは出るということですね、メニューは一応全部出して計画として整理するというごさいますでしょうか。

議長（渡辺春雄） 上野次長。

次長（上野寛） 町づくり計画そのものにつきましては施策なり事業で、今後10年間想定されるものをできるだけ網羅できるように、対応できるようにというごさいますと整備をしておりますので、委員のおっしゃっている計画というのが、かなり詳細なごさいますね、個々の事業計画ということをお意図していらっしゃるのであれば、そういうものにはならないというふうにごさいます、お考え頂きたいと思っております。

議長（渡辺春雄） 江本委員。

委員（江本信吉） 当然10年間の中で、いろいろな国の財政事情とかね、道の財政事情で、やっぱり当然メニューとしては上がっているけども、できない事業というのは当然出てくると思ごさいますよね。そういった事業に、ある程度基金を充当するというごさいますこともできるんではないかと。

当然、国の財政事情によって大きくやっぱり、計画は出して、やっぱりできないという事情というのは、当然発生することをやっぱり予想していかなければならないと思ごさいますね。

議長（渡辺春雄） ここ、一段落して休憩をとろうと思ごさいますて見ごさいますんですけど、意見が絶えない、切れごさいますないですから。一応、基金で終わごさいますてね、休憩とりごさいますたいと思ごさいますてはいるごさいますんです。

質疑がなければ一旦、休憩したいごさいますんですけれども。

よろしいごさいますですか。

（はいの声あり）

議長（渡辺春雄） それでは、煙草をのまれる方もおられると思うんで、10時50分まで休憩致したいと思います。

10：35 休憩

10：50 再開

議長（渡辺春雄） それでは、休憩を解いて再開致します。

ある程度の共通認識を得られたと思いますので、これから意見の交換の場と致したいと思います。

始めにですね、自治組織のタイプから長の職務までを1区切りとして、次に名称からその他、次にですね、総合支所、協議会でございます総合支所の設置から支所まで、次に予算とその他ということで、そのほか基金の設置、その他ということで、5段階に分けて意見交換を進めていきたいと思いますので、大変、委員長馴れていないために整理がしづらいので、そういう分け方で意見交換を致したいと思いますので、ご理解を頂きたいと思います。

それでは始めに、地域自治組織のタイプから長の職務までに関する意見をお伺い致します。

発言を求めます。

（なしの声あり）

議長（渡辺春雄） なければ、また全体で、総体で行いたいと思いますので、なければ進めていきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

次に、自治組織の件で、名称からその他までを議題として意見交換致したいと思います。

（なしの声あり）

議長（渡辺春雄） それでは意見もないようですので、次に、総合支所の設置から支所長までに関する意見交換をお願い致します。

発言を求めます。

（なしの声あり）

議長（渡辺春雄） それでは意見がございませんので、次に、総合支所の予算及びその他に関する意見を求めます。

帰山委員。

委員（帰山孝夫） 私ども白紙で、全然ないんですけども、ただ今、更別さんのお話は、良くお伺い致しました。

前提としては、昭和の大合併のあとのいろんな後遺症があることは事実でありまして、そういったことから、いろんな面できちっと楔を打ち込んでおかなければ、いわゆる地域の衰退に繋がると、こういうような思いがあるために、いろんなことで、このように詳しく出てるんだと思うんです。

ただ私は、そういったことが、恐らく信頼関係だとかいろんなことで、そういった昭和の大合併の失敗を、それぞれの町村がきちっと押さえての、この合併論議だと思いますんですね、何かこれ見ると1国2制度のような形で、あくまでも現在のしていることから、そんなに実は減らないんだというような考え方のもとに記入してありますけれども、意見としては、ここまでしなくとも、例えば信頼関係だとか、いろんな面で必要がないんでなかろうかと。

こういったことは当然、新町になったら総合支所に対して考えられることで、別にこと新しく文言で表現しなければならぬのかなというような感じがあります。

意見です。

議長(渡辺春雄) 帰山委員の方から、ただ今のような意見がございましたけれども、ほかに。

江本委員。

委員(江本信吉) 信頼関係が基本とすれば必要がないのではないかということですが、やはり合併協議の際の重要な1つ、合併の前に、やはりこういったことを確認していかないと、合併してしまったあとではですね、やはりそれは、信頼関係というのは大事ですけども、やっぱりこういったことを協議の中で確認しておかないと、要するに合併したあとでもですね、今、国の方でもいろんな道州制とか、そういったことがあると、やっぱり国の方も交付税とか三位一体改革でどうなるかというのが非常に先行き不透明な部分もございますので、やっぱり3町村、こういったものを協議で確認することが、やはり大事ではないかと思うんですよ、合併前にですね。

合併したあとでは、やっぱりこういった協議は、まず、ほとんど不可能ではないかというふうに思いますんで、やっぱり合併協議の前にですね、こういったことを、3町村、それは村の主張が通らなければ、それは仕方ないですけども、やっぱり大事ではないかなというふうに思うわけでございます。

当然、今までの合併特例債とか、地方交付税の10年、そしてあと、5年後に1本化になるという中で、やはり3町村が一緒になるということは、非常な障害があるわけですから、国の方もこういった自治組織とか、そういったものを認めて穏やかな着地点を見出したいというふうに地域組織もできたんでありますし、それに伴う財源的なものがなければ、地域としては非常に疲弊する可能性がありますんで、こういったことはやっぱり、合併協議の前にですね、やっぱり確認することが非常に、議論してですね、おおいに議論して確認することが、あとあと禍根を残さない合併に繋がるのではないかというふうに私は判断しております。

議長(渡辺春雄) 確認の必要性というような主張ですけども。

ほかに。

森委員。

委員（森徹） 更別さんの地域担当特別職の職務なのですが、こちらに、地域内にかかる地域振興等の事業施策を推進するとあるんですが、こちら、助役さんがあたると思うんですけども、地域状況に応じた事業施策というのは、一応、本庁の方でも計画を立てて実施されると思うんですが、先ほど江本委員がおっしゃっていました、そこから漏れた部分と自治組織の方から上がってきた部分で対応するようなことを言っていると思うんですけども、3区域といいますか、幕別・更別・忠類それぞれに助役を置いてまで、通年通してするような漏れた事業がそれほどあるのかという部分を、ちょっとお聞きしたいんですけども。

議長（渡辺春雄） 江本委員。

委員（江本信吉） 新町にある程度、地域担当助役、3町村に、うちは地域担当助役、忠類さんも4年間置いて欲しいということ。

仕事の内容ですけども、やはり合併となれば、それぞれいろんな合併後に伴う、いろんな整理とかね、合併したことでいろんな事務もあるだろうし、村としましては、うちの地域では、やはりそういった振興策ですか、当然やっぱり、宅地分譲とか、そういった可能性のある事業というのは当然ありますんで、あくまでも新町は1本でございますので、地域内にかかる振興策についてですね、当然、新町の長なり、議会の政策調整の中でですね、推進することが、やっぱり地域の振興に寄与するという観点でございまして、具体的にどんな事業があるかと聞かれても、それは可能性としては宅地の開発事業とか、当然、農業振興事業とか、当然そういうものは、やっぱり地域としては取り組んでいくことが地域経済の発展にもなりますんで、当然そういうところは、地域担当助役を置いてですね、やってもらうことがやっぱり、大事ではないかというふうに私は思っています。

議長（渡辺春雄） ほかにありませんか。

森委員。

委員（森徹） 江本委員のおっしゃることは大変良く分るんですけども、先ほどから伺ってますと、ちょっと前後するんですが、基金の部分でもですね、ソフト的なものよりもどちらかといいますと、建設事業とか、ハードの部分に^{おもむ}趣きを置いて、おっしゃっている部分が多分に多いと思ひまして、私たち忠類にしましても、新設合併とはいえ、大きな町と合併するときには、やはり不安も多分にあるのは同じ、更別村さんも同じ立場だとは思うんですけども、そこを重要視するばかりに基金を何億円という、事前にあって、それで不安を解消するという考えも一理あるとは思うんですが、そのために、不安を解消するために地域自治組織ですとかという部分もありますので、あまりハード的な部分を前面に考えられると、なかなか落としどころが見つかりにくいのかなという気がちょっとするんですけども。

議長（渡辺春雄） 江本委員。

委員（江本信吉） 森委員さんから、基金の使い道ですけど、ハードの部分につきま

しては建設計画で、ある程度登載してもらえばいいんですけども、当然その登載された事業の中でもね、やはりいろんな協議の中で、やっぱりやれないというか、対費用効果の面で、やっぱりそういう地域ではちょっと難しいよとか、当然やっぱり出てくると思うんですよね。そういったものに充てる部分が最低限として、ハード的にも充当したいよと。

原則は、やっぱりそういった今までの維持してきたサービスですか、そういったものの行政サービスの維持ということで、ソフト的な面の部分もやっぱり、当然その分は大きく占めてくるなというふうに思っています。

当然ハード事業で、やはりなんぼ新町の建設計画に上げててもですね、やっぱり国の事情とか、道の財政事情によって、当然これは採択されないという事業は、当然、地域に考えていても出てくるものがあるかと思うんですよね。

そういったものに基金を充当していくというようなことで、比率的にいけばソフトが大部分で、ハード的には、そういった予定していた事業が不採択になった場合の対応としての基金充当というのが、やっぱり原則なのかなというふうに思っています。

議長(渡辺春雄) 何か、基金の設置、その他の分までも入っているようですけども、では基金、その他の分についても、何か意見ございましたら。

帰山委員。

委員(帰山孝夫) 前回の小委員会の会合で資料要求して、いろんな類似団体の数字が出ておりましたので、どういったことで、お使いになるのかなというようなことで、一応関心は持っておりましたけれども、先ほど具体的な数字を公表して頂きました。なるほど、そういったような考え方も然るべくあるのかなというような考え方も持ちますけれども。

まず、先ほど三位一体の話が出ていましたけれども、間違いなく三位一体が施行されると、我が方が不利であることは間違いなくと思います、少なくなる。

それから交付税についても、不交付団体を千ぐらいに増やすとか何とかということがありますし、それから交付税全体のパイを減らすというようなこともありますし、そして今、合併した所に少し交付税で裏打ちしますとかとやっていくのを見ると、とにかく交付税が少なくなるということだけは間違いなく。こういったことから、私は財調基金は相当たくさんなければならないと思います。

それから交付税が10年間うんぬんというような話がありますけれども、あれは算定の方法だけの話で、パイが少なくなれば基準財政需要額をどんどん減らせば額が落ちてくるわけでありまして、だから10年間ずっと、全く横ばいにいくということだって考えられないような状況がありますから、私は財調基金というのは相当持ってなければならない。

むしろ減債基金なんか持っていて、そんな繰り上げ償還なんかしなくたっていい

から、とにかく来た時、来た時、払えばいいから、それは少なくともいいけども、財調は相当持っていなければならぬでないかと思うんです。

だから、先ほどちょっと、私ちょっと手が不自由なもんだから、書くのがちょっと遅かったもんで良く分りませんでしたけれども、意外と大きな額の地域振興基金というんですか、聞いて、初めて額を明かしてもらったので、実は私もびっくりしたというんですか、サプライズと言うんですか、英語で。

もともと私どもは持たない。とにかく全体の中で、いろいろな地方自治組織だとか、いろんなところで意見をどんどん申し述べていって、新町とにかく配慮して頂こうというようなことから始まっておりますから、自分でお金を持って、それをどうのこうのということについては全然考えていなかったんですけれども、なるほど、昭和の大合併の反省をきちっとまともに受け止めれば、そういうような方法もあることは事実だと思うんです。

ただ、実際問題として、これはやっぱり二律背反^{にりつはいはん}というんですか。原則2つあるもんですからね、早く1体性を確保しなきゃならぬというのと、地域の衰退をどこで食い止めるかという2つの原則がありますからね、だからどっちかに寄ってしまう考え方もあるんでしょうけれども、私どもはとにかく、それはいらないと。

しかし、いるとするお友達がいるのであれば、なるべくいるという方にも近づこうと思っていましたけれども、実は額を聞いてびっくりしたというのが実態なんですよ。

だから、これは先ほども委員長さん、おっしゃってましたけれども、財産の帰属はすべて新町にする。ただし、基金の積み方については別途協議するということで、本会議にこの分、ペンディングになっていますからね。

だから、もちろんここで、これが通る通らないは別としてですね、そういうような考え方があって、1つの町村が具体的に数字を示して頂きましたんでね、これをまな板^のに載せて、いろんな論議がこれからできると思うのですけども。

やはり、この小委員会でも、この委員以外の委員の人に出席を求めるということが可能なわけですからね、だから、例えば全く例えですけども、今、建設計画をどんどん練^ねっている。だから、そういうところの委員長さんに来てもらって、実はこの基金を積むということについて、その委員会がどんなことをやっているのかですね、これはいろんな方法があると思うんですよ。1つの議題としてはですね、興味があるというかね、ちょっと驚きましたけども、とにかく興味あります。

ただ、私ども、背景にあるのは持たないということで。実は、持たないということでも個人的な話ですけども、「おいおい、それで良いのか」と、私、言われたことがあるんです。「おまえさん、売郷奴^{ばいきょうど}」、郷土を売る奴、売国奴^{やつ ばいこくど}ではありませんけれども、そのくらい言われたことがあります。

しかし、最終的にですね、合併を目指す場合にどうするかということの議場です

からね、やっぱり合併するんだということで議論をどんどん深めていかなければならない。いずれ、ちょっとした腰を引いて、これはしなくても良いんだからということで、ここに^{のぞ}臨まないで、やっぱり臨んでいる以上は究極^{きゆうきよく}は、するんだということで、一応、論議していますからね。

そうすると、私はうちの村の有識者が集まって持たない、新町に任せる。こういった方法を、実は私は、売郷奴と言われても、実はそれでいくんだということで考えております。

一応、意見です。

あの数字、本当に大変な労作だと思いますけども、^{はいちよう}拝聴させて頂きました。
議長（渡辺春雄） 本保委員、あるのではないですか。さっき、手を上げておられましたが。

あっ、江本委員あります。

本保委員の方が先に上がっておりますので。

委員（本保証喜） 全体的にですね、特に更別さんの考え方、聞かせて頂きまして、良く言っていることは分かりました。できるだけ尊重したいとは思いますが。

ただですね、例えば地域担当の特別職の絡みで、いわゆる期間の部分での12年とする、この部分の根拠が十分理解できない。おっしゃっていることは分りますが、ちょっと理解できない部分があるというのは、いわゆる合併の意義だとか、あるいは合併をするということは、いわゆる行政改革の視点においた大きなそういった目的に、ある意味ではですよ、ある意味では逆行するような、そういうふうにも感じられる部分がありますので、おっしゃっていることは十分理解できますけども、そんな感じを受けておりますのと、今、基金の関係でもおっしゃっておりますけども、この基金を設置するに関わって否定するものではございません。

ただ、その目的が今1つ不明確な部分があるものと、そんな感じを受けておまして、私の考え方としては今このことについて、どうのこうのと結論的な考え方を示すことはできませんけども、うちの議会の方の特別委員会等々とも相談をさせて頂きながら、今後に向けての取り組みを考えてみたいというふうに思っております。

議長（渡辺春雄） 本保委員さんの方から、持ち帰って議論もしてみたいというお話もございますけれども、もう少し意見を^に煮詰めていきたいなというところもあるんですけども、いかがでしょうか。

西尾委員。

委員（西尾治） 私どもも議長と同じようにですね、具体的に議論したのは今日初めてのもんですから、当然、4人うちから委員等は出させて頂いておりますけども、これをどう取り扱うかということについて、今すぐ、ちょっと判断しづらい面も多分ございます。

それと、もう1つはですね、忠類さんは前にご提案頂いたときにですね、確か、

3町村同じ制度を持つことを前提としたいということではなかったかなという思いではいるんですが、そのことの確認と、それから更別さんもですね、今、出された案は、少なくとも3町村一緒になっていかないとうまくないという見解なのかですね、特に地域自治組織の関係については3町村バラバラでもいいということも、1つ前提としてあるもんですから、その辺、前提条件として、どのようにお考えになっているのか、その点だけちょっと、お聞かせを頂ければと思います。

議長（渡辺春雄） それでは、今、西尾委員の方からご発言ございました。

私も気にしていたんですけども、忠類、更別は同一のものをお願いしたいと、幕別さんは2村が希望するならばというようなところでございましたけれども、自治組織は別々でも総合支所は統一とか、いろいろ考え方あると思うんですけども。

まず、3町村同一のものでなければならぬのかという考え方についてですね、それでは更別村の方から考え方、ひとつ発言、お願いします。

委員（江本信吉） 更別の比較書に書いてありますけども、設置単位は旧町村の区域を単位として新町全域に設置して欲しいという考え方でございます。

これは、やっぱり2村だけでなく、やっぱり幕別町さんにも設置して頂いて、やはり大きな所が設置しないと、2村では人口5,000未満というようなことで、やはりそういった不安があるので、やっぱり対等に全域に自治組織を置いて欲しいということでございます。

幕別さんが、これはちょっと無理だということになれば、それぞれ違う、幕別さんは置かない、更別と忠類は置くというようなことも仕方がないのかなというふうに思いますけど、原則としては、やっぱり新町全域に設置して欲しいということでございます。

それと、先ほど本保委員さんから言われた地域担当特別職12年とするという根拠と申しますか、聞かれましたんで、その根拠はですね、合併協議の際の地域自治組織につきましては2年というようなことでありました。やはり特別職は常勤となりますと、今の自治法では4年となっておりますので、4年で3期ということで、12年となったということでございます。

議長（渡辺春雄） ちょっと江本委員、確認とりますけども、今、自治組織につきましてはね、3町同一のものを望む、総合支所も同様という考え方でよろしいんですか、総合支所の分についての考え方ですけども。

委員（江本信吉） 今、総合支所まで、西尾さん。

議長（渡辺春雄） 総合支所は別々でもいいんでなかろうかと、西尾委員は言っておられるんですけども。

委員（西尾治） ちょっと言い方悪かったら、申し訳ございません。

私は総合支所の考え方ではなくて、その自治組織の考え方として、設置単位のところでは分るんですけども、これはこれから議会ともご相談をさせて頂くいろん

な手続きの中でですね、例えばですね、「いや、うちはいいでないか」という議論が出たときにですね、今、想定されているのは、3町村が3つとも同じタイプのものを持たないとだめだという前提条件でお話になっているのか、あるいは3町村がバラバラであったり、3町村のうち持ったり持たなかったりというようなことも想定されているのかどうなのかということのご確認を頂ければなというふうに思っ
て、発言させて頂きました。

議長（渡辺春雄） それは、地域自治組織の方ですね。

委員（西尾治） そうです、はい。

議長（渡辺春雄） 分かりました。

それでは、先ほど更別から返答頂いてますんで、いいんですね、更別の考えは。

それでは、忠類の考え方をひとつ、お願いします。

委員（邊見敏夫） 3町村に置いて欲しいと、地域自治組織は置くと、同一のものを
というところまではですね、^{げんきゅう}言及していないような気がする。

ただ、設置はして、するのは望ましいというか、設置はして頂きたいというようなことは発言したような記憶があるんですけども、同一、同じ、全部、ものをという
ような発言はしていないんでないかと。

ただ、設置はするということについては発言しております。

議長（渡辺春雄） 忠類さんは、そうすると同一でなくてもいいという考えですね。

委員（邊見敏夫） ちょっとそこら辺の裏付けはないんですけども、ただ、設置はして、地域自治組織を設置して頂きたいということは申し上げてます。

議長（渡辺春雄） 西尾委員。

委員（西尾治） その場合ですとね、例えば長の設置期間や何かで、もしですね、不平等が出る場合も想定されますよね。そうすると片方は12年、片方は4年という
ような格好では最終的にはうまくないという話になりますよね、当然のこととして。

議長（渡辺春雄） 邊見委員。

委員（邊見敏夫） それで小委員会ですね、やっぱりそこら辺は議論してもらってですね、例えば、うちが4年をどうするのかということは、また今後の問題出てくると
思いますし、皆様のご意見を聞かせて頂いてということになるかと思うんです
ね。

ただ、この場で12年をとるか、4年をとるかなんていうことでは、ちょっとない
と思いますんでね、その辺がこれからいろいろな何回かの話し合いの中でですね、
そういうものは、うちの方がどうしていかなければならないのか、うちの4年がど
うなのかという問題も多分出てくるのではなからうかと思えますし、そういうこと
もご意見頂きたいと思っています。

議長（渡辺春雄） ちょっと暫時、休憩致します。

11:19 休憩

11:20 再開

議長（渡辺春雄） 休憩を解きまして、会議を再開致します。

ほかにご意見ございましたら、お願い致します。

帰山委員。

委員（帰山孝夫） 全く初歩な考え方で、ちょっとお聞きするんですけども。

例えば忠類村で、今、表明している制度は、確かこれ、条例で全部置かなければならないというようなことでやってますからね、だから1つの方で、1つの方でというのはまずいな、変な話ですけど、幕別がやらないとなったら、これ全然、箸にも棒にもかからない案になってしまうと思うんですよ。

更別の方は、これは一般自治区だと思うんですけども、ほかの方やらないんだったらうちだけでもやってもいいよといったら、これは合併自治区で、これはその残れるはずですよ、違いますか。

議長（渡辺春雄） 西尾委員。

委員（西尾治） 帰山委員、おっしゃるとおりです。

前提条件として、前にご提案頂いたときに、そういうことは私ども承知しております。

ただ、問題は、中身は若干それぞれ違いがあるものですからね、特に私がお聞きしたかったのは、いろんな考えがうちの町にもございますんで、必ずしも同一のものでなければうまくないという意見に到達するののかですね、それぞれ既存型によっても中身、若干こう、違う部分も出てくる可能性は出てくると思うんですよ。

そういうことも含めて、どういうお考えをお持ちになったのかを確認したかったということなんで、言われることは十分、理解をしておりますんで。

議長（渡辺春雄） 帰山委員。

委員（帰山孝夫） これ一応、素案として2つ揃ってですね、幕別さんは原案なしで、とにかくこれ以外であれば、お話は乗れるというようなことでね、これは、あとの2つが、これ譲れないんだ、譲れないんだとやっとならですね、変な話で恐縮なんですけれども、その大岡裁きの三方一両損というんですか、幕別さんは初めから1両損しているような形ですけども、こっち側がですね、3両とも、俺はこれは間違いなくいくんだとなったら、これ話にならないわけですからね。

だから、時間かけても何とか接点を見つけるというか、欠点を見つけるんでなくて、接点を見つけるような形でやらないとまずいんで。

しかもこれ、小委員会で調査する、審議するというようなことの役目のうちの調査する方で、今やっているのだと思うんですけども、これとて委員さんが個人で出したものでなくて、それぞれ村で、ある程度合意を受けてやってきていますから

ね、ここで、そうだな、これ半分で割ってじゃ6にするかなんてというようなことにもならないわけで、要するに全部持ち帰って相談しなければならない状況だと思うんですよね。

だから今のところは、一応のご意見をお伺いして、早速^{さっそく}いわゆる村会議でもやって、意向が分ったから、どこら辺まで、お譲りできるものがどこら辺まであるのかわからないかも、ある程度幅を持たせてここに出でこないとですね、私どもも後ろに背負っている荷物があるもんですからね、簡単にここでどうのこうのということはできないような状況にあるんです。

以上です。

議長（渡辺春雄） 杉坂委員。

副委員長（杉坂達男） 自治組織そのものについての設置については、3町村にそれぞれ置いて欲しいという、そういう考え方は同じであります。

ただし、今日、明らかになったことがたくさんあります。これについては、今ここで、今、帰山委員からも意見を申し上げましたが、これ以上についての意見、いわゆる議論については保留をさせて頂きたい。

そのように思いますから、忠類村としてはここまでで、さらに次のチャンスを迎えたいと思います。

議長（渡辺春雄） ちょっと委員長からの提案なんですけど、自治組織につきましてはね、それぞれ今、お持ち帰って継続審議をしたいというお話ですので、これは1本で、3町村1本の形態で調整をとっていくのか、別々でその調整をとっていくのかという、その辺のね、議論が私は今回必要でないかというふうに思うんですが、その分も継続という、皆さんお考えでしょうか。

議長（渡辺春雄） 杉坂委員。

委員（杉坂達男） それも含めて。

議長（渡辺春雄） それも含めてという答えですか。

それを含めて、お持ち帰り継続審議ということで、よろしいですか。そうするともう1回、足踏みするような形になると思うんですけども。

議長（渡辺春雄） 西尾委員。

委員（西尾治） 杉坂副委員長言われましたようにですね、多分、1番ハードルが高いのは更別さんなんだろうと思います。ハードルの高いところに、忠類さんとうちが合わせれるのかどうなのかと。低いところに合わせれというのであれば、また別なんだろうけども、高いところに合わせるとなると、今おっしゃるとおり、かなり議論が必要だということだと思います。

それで、そこまでは無理だよという意見も、うちの中での議論の中で出てくる可能性もございますんでね、そのときには、例えば、この辺のところでは歩み寄れないのかなというようなお話も当然、忠類さんの中からも出てくるんだろうと思います。

ですから、今、言われる、どこかに1本に合わせるということになれば、少なくとも高いハードルに合わせるのか、あるいは中間に合わせるのか、1番下に合わせるのかというようなことの議論をしちゃうと、どこかに合わせるということになりますんでね。

どこかに合わせるということになれば、恐らくその意見で、それぞれの町村が妥協できるのかどうなのかという議論をしちゃうと、ちょっと辛いところがありますんで、今、副委員長おっしゃるとおり、そのことも含めて、できれば、次回にお願いできればと思います。

議長（渡辺春雄） それでは、確認を致したいと思います。

ただ今、ご意見出ています自治組織、それから総合支所の権限・機能ですけれども、これについてはですね、3町村1本化にするのか、あるいは歩み寄りながら1つのものを求めていくのか、その面について継続審議、次回の委員会に持ち越すということによろしいでしょうか。

江本委員。

委員（江本信吉） 今の審議の前に、ちょっと事務局に確認したいんですけど、忠類村は一般自治区タイプで、3町村に置かなければならないタイプということで、そういうことなんですか、忠類村の自治組織というのは。

うちはこういう趣旨からいけば、どういうタイプに属するのか、ちょっと、こういう趣旨で、かなり4年とかね、呼称において区長とするというようなことでいけば、法令上の特定で、参考までに、ちょっとお伺いしたいと思います。

どういう、要するに、こういう主張からいくと、忠類村さんは地方自治法の一般行政区タイプで、3町村にすべて置かなければならないタイプなのか、更別の関係で、その辺ちょっと、はっきり説明お願いします。

議長（渡辺春雄） 飯田班長。

班長（飯田晴義） これは忠類村さんから出された考え方でありますので、事務局としては答える立場にはないのかなというような、そういう思いもしておりますけども、この内容をみる限りにおきましては、5月に公布されました合併関連の3法ですね、これに基づくものではないと。これまでの、改正前の地方自治法を根拠にした制度であるというふうに思われます。

以上です。

議長（渡辺春雄） 江本委員。

委員（江本信吉） そうすると、3町村に置かなくてもいいというやつですね、そういうタイプで。

議長（渡辺春雄） 飯田班長。

班長（飯田晴義） 従いまして、これは条例の定めによって、自由だということになるうかと思います。

以上です。

議長（渡辺春雄） 江本委員。

委員（江本信吉） しつこいようですが、更別の場合はどういう、あれは、ちょっと、法的な。

議長（渡辺春雄） 飯田班長。

班長（飯田晴義） これもですね、今日出されましてですね、拝見させて頂いているところなんですけれども、見ますと、更別さんの場合におきましても、改正前の地方自治法を根拠にするものであろうというふうに思いますんで、これも同様の考え方に立つというふうに思っております。

議長（渡辺春雄） 江本委員。

委員（江本信吉） それで、先ほど僕、私説明したときに、冒頭ね、更別と忠類は似かよっていますよということで、地方自治法の改正前の根拠に基づくということで、かなり似かよっているということになれば、あと、幕別さんがどういう、特例区以外の組織となればね、自ずとやっぱり決まってくるんでないですか。

議長（渡辺春雄） 西尾委員。

委員（西尾治） 1つにはですね、私どもの受ける印象として、やっぱり決定的な違いは、更別さんの案はですね、少なくとも更別の地域をいかに守ろうかという視点の中で今回作られているという印象をお受けしているんですが、忠類さんの案というのは、確かに組織的には同じなんですけど、できる限り早い時期に新町としての1体化を図るためにどうしたらいいんだというところ辺りですね、考え方はかなり開きがあるように、今、印象として受け止めているもんですから、では、それをどう整理していくんだというのは、今、江本委員おっしゃるような、法律的とか組織的な感覚ではない、事前の、合併するにあたっての意識の差をどんなふうに埋めていくんだというところ辺りに、多分、議論が及んでくるんだらうと思うんですね。

そうなると、単純に組織論だとか、何の法律に基づくんだというようなことだけでは、整理できない部分もあるのかなと思ひまして、今日いますぐ、ここでどうのこうのという話にはならないだらうということで、ご意見を申し上げたということで、ご理解頂ければなというふうに思います。

議長（渡辺春雄） 江本委員、よろしいですか。

委員（江本信吉） はい。

議長（渡辺春雄） それでは本日のご意見を頂いた中で、それぞれですね、町村の意向を踏まえまして、今回はお持ち帰りをして頂きまして、継続審議という形の中で、次回の小委員会で、さらにそれぞれの検討で議論致したいと、そういうふうに思いますが、よろしいですか。

（はいの声あり）

[次回開催日]

議長（渡辺春雄） それでは次回の開催につきましては、正副委員長で協議した上で、日時が決まりましたら、後日、皆さまに文書でお届け致しますので、よろしくお願い致します。

この際ですから、皆さまから、その他で何かございましたら、発言を求めます。

江本委員。

委員（江本信吉） 今の地域自治組織はそういうことでいいんですが、総合支所とか、基金の扱いはどういうふうになるんですか。これも同様なんですか。

議長（渡辺春雄） 継続です。

ですから、この考え方で、それぞれの村の考え方をもう1度議論して頂くという。

委員（江本信吉） それで分りましたけれども、うちとしては、いろいろ今までの経過でいけば、前回ですね、当然1回目のときに、それぞれ理事者の意向も含めて提案しておりますんで、今回3回目ですけども、それぞれ法定委員さんとか、議会ともすり合わせして臨んできてるんですよ。

そんな観点からいけば、これはうちのある程度、最終的な案なわけなんです。この地域自治組織とか総合支所の部分、基金の設置についてもね。これである程度、最終的な案として、ある程度きていますんで、その辺のですね、忠類さんもだいたいそういう感覚できていますから、ある程度こういう協議の場で、いろいろ要求を上げるとか下げるとなったら、やっぱり持ち帰ってやりたいということは分るんですが、更別村としては、こういうことが1つの最終案として臨んできていますんで、持ち帰ってもね、それは変わらないと思うんです。

議長（渡辺春雄） 西尾委員。

委員（西尾治） お聞きしますと、更別さんとしては、この意見が認められなければ歩み寄る余地はないという前提条件で、お話をされているということで押さえさせて頂いてよろしいということですね。

分りました。

議長（渡辺春雄） 忠類さんの方から何かございますか。

副委員長（杉坂達男） うち保留だから、意見なし。

議長（渡辺春雄） いや、あれば。帰山委員さん、何かありますか。

江本委員。

委員（江本信吉） それでね、一応うちは最終案で臨んでますんで、幕別さん、忠類さんが持ち帰ってやるとなれば、当然それは2対1ですから、それは仕方ないことで、それで、確認して頂きたいということです。

議長（渡辺春雄） 邊見委員。

委員（邊見敏夫） 2対1とか、3対0とかという話でなくてですね、持ち帰って協議するというそのものですよ、ここで一致したわけですよ。

それ一致してから、最終案だから認められんと、持ち帰ってもどうにもならないと言うけれども、やはりこの、情勢によってまた変わる可能性だってあるでしょうし、協議しても、やっぱり何とか歩み寄りしたいというか、どこかで何か見出したいということでやっていると思うんですよね。

ただ一方的に、もうこれはだめですと。うちもそれは同じですけど、やはりさっき議長が言ったようにですね、持ち帰ってまだ協議する余地というのはね、やっぱり協議会で協議された中で、うちはうちで改めるべきものがあるんでなからうかということは、やっぱりあるから持ち帰って協議をしたいということ。

それから、やっぱり歩み寄りとか、いろいろなものがあるんで、そういうもので協議をしたいということであってですね、ここで、もう持ち帰っても協議できませんというんでしたら、もうこれで、この小委員会、継続しても、何かどうにもならないような気がする。

それから、さっき西尾さん言ったように、3町村それぞれの組織で進むのかということにもなりかねないというか、そっちの方が早いんでなからうか。

2対1で決ったからって、どうにもなるということではないんでないかと思うんですね、これから自治組織を作っていくわけですから、それぞれが。と思うんですけれども。

議長（渡辺春雄） 西尾委員。

委員（西尾治） そういうことで、更別さんの意見はお伺いしましたんで、あとはそれを受けて私どもどう対応するか、どう考えるかということ、今日この場でちょっと結論は、ちょっと出しにくいと思うんです。

それで、考え方としては、ある程度歩み寄れないということなものですから、それじゃ、歩み寄れないんであれば3制度でいくのか、あるいはどこかに、更別さんに合わせるのか、そういうようなことも含めてですね、ちょっと協議をさせて頂ければなというふうに思っておりますんで、そのことはご理解頂きたいなというふうに思います。

議長（渡辺春雄） 今、更別の方からの意見が出た中でですね、そういう、今、西尾委員から言われたことを含めて、2つの選択筋があろうかと思えます。そういうことで継続審議ということで、よろしいですね、もう1度、確認とりますけども。

（はいの声あり）

議長（渡辺春雄） それでは次回につきましては正副委員長で日程を定めまして、皆さんに文書で配付致しますので、よろしくお願い致します。

[閉会]

議長（渡辺春雄） それでは本日の日程は全部終了致しました。

本日の審議結果につきましては、小委員会規程第9条の規定により、本日、午後

に開催されます第11回協議会に、私の方から報告させていただきます。

本日は、どうもご苦労さんでございました。

11:40 閉会

議事の経過は協議会事務局で作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

平成16年11月1日

議長（委員長）

渡 辺 春 雄

署名委員

本 保 征 喜

署名委員

多 田 順 一